

令和2年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

第3節 森林・農地・漁場の保全と活用

1. 森林・農地・漁場の保全

(4) 環境にやさしい農業の確立

(1) 事業目的

本県では、「しまね食と農の県民条例」（平成19年2月）において、地域の特色に応じた人と環境にやさしい農業の展開を経済活動と両立させながら県民全体で取り組む循環型農業（＝『環境農業』）の推進を図っていくこととしています。

(2) 取組状況

① 推進事業

ア 島根県『環境農業』推進協議会の開催【農畜産課】

学識経験者、流通関係者、消費者等を委員とする島根県『環境農業』推進協議会を開催し、有機農業の推進や島根県エコロジー農産物推奨制度等について検討を行いました。

イ 有機農業に関する啓発・研修の実施【産地支援課】

県民の有機農業への関心を高めるため、新聞やテレビコマーシャルなどによる情報発信、小売店と連携したPRキャンペーンの実施、小学生を対象として食育講座の開催等を行いました。また、有機農業実践者の技術向上や販売力強化のための研修会を開催しました。

ウ 実証展示ほ場の設置【産地支援課】

隠岐支庁、各農林振興センターで、有機米や有機農業の実証展示を行い、その普及拡大を図りました。

② 農業用廃プラスチックの適正処理【農畜産課】

島根県農業用廃プラスチック適正処理推進方針（平成11年12月1日制定）に基づき、県内10の地域協議会等でのリサイクル処理を実施しました。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
農畜産課	0852-22-5112
産地支援課	0852-22-6477